

訪問看護サービスのご案内(重要事項説明書)

1. 事業者概要

事業所の名称	JA北海道厚生連 旭川厚生訪問看護ステーション
管理者の氏名	所長 植木 小百合
事業所の住所	旭川市2条通24丁目110番地28 JA北海道厚生連 旭川厚生病院別館内
事業者指定番号	北海道 0162990055 号
業務の概要	訪問看護
連絡先	営業時間内 TEL 0166-33-3600 ・ FAX 0166-33-1539 休日・夜間 TEL 090-8279-2309
職員数	訪問看護師 6名 事務員 1名

*当事業所は、JA北海道厚生連旭川厚生病院に併設されています。

2. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師等がご家庭を訪問して、病気や障害のために必要とされる看護を提供し、生活を支援するためのサービスです。主治医の治療方針(指示書)に沿って、安心して在宅療養が行えるお手伝いをいたします。

お申し込みは、訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談ください。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要となります。指示書は訪問看護ステーションにて、ご用意しておりますので、お申し出ください。

3. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状・障害の状態観察、健康管理
- ② 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ③ 食事ケア、水分や栄養管理の相談
- ④ 排泄ケア、清潔ケアの実施と相談
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 医師の指示による医療処置・機器の管理
- ⑦ 褥創・創傷の処置
- ⑧ 家族や介護者の支援
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ 保健・福祉サービス等の活用支援

4. 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日から金曜日まで
- 休日：土・日・祝祭日及び 12月30日～1月3日
- 営業時間：午前8時30分から午後5時まで

5. ご利用料金など

- 利用料につきましては、厚生労働大臣が定める基準額を法定代理受領いたします。

旭川厚生訪問看護ステーションの利用料金の詳細については、料金表を御参照下さい。

6. ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。75歳以上のご利用者の方は、後期高齢者被保険者証をご提示願います。
また、これらの内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ願います。

7. 緊急時並びに事故発生時の対応

- 当事業所では、訪問看護サービス中に事故が発生した場合には速やかに主治医、ご利用者のご家族、市町村、健康保険組合、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 事業所の事情により、夜間・休日等の急な依頼に対応できない場合があります。

8. 苦情のご相談

- 苦情についてのご相談は下記にご連絡願います。

事業所の名称	JA北海道厚生連 旭川厚生訪問看護ステーション
担当者の氏名	所長 植木 小百合
連絡先	TEL 0166-33-3600 FAX 0166-33-1539
事業所の住所	旭川市2条通24丁目110番地28 JA北海道厚生連 旭川別館内

苦情等につきましては、状況を十分確認の上、検討会議等を行い改善に向け具体的な対応をいたします。また苦情等の内容を記録に残し、再発防止に努めます。

また、下記の公的機関においても、苦情申し出ができます。

北海道国民健康 保険団体連合会 (国保連)	○住所 / 札幌市中央区南2条西14丁目 ○電話番号 / 011-231-5161 ○FAX番号 / 011-233-2178 ○対応時間 / 午前8時45分～午後5時15分
旭川市保健福祉部 介護保険課 (介護保険相談窓口)	○住所 / 旭川市7条9丁目総合庁舎2階 ○電話番号 / 0166-25-6485 ○FAX番号 / 0166-29-6404 ○対応時間 / 午前8時45分～午後5時15分